

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2024 年秋季 11 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

兵庫県議会が画期的請願を採択

健康保険給付へ動かぬ国へ意見書を送る

代表理事 藤岡 東洋雄

当会と協同組合兵庫県保険鍼灸師会と連名で兵庫県議会 2 月 20 日に 5 名の紹介各会派議員の協力を得て「はり、きゅう、あんま、マッサージ及び指圧の東洋医療の養成学校の改善等を求める意見書」の請願を行い、3 月 22 日本会議において全会一致で採択となり即日額賀福太郎衆議院議長、尾辻秀久参議院議長、岸田文雄内閣総理大臣、林芳正内閣官房長官、松本剛明総務大臣、武見敬三厚生労働大臣、盛山正仁文部科学大臣に送付されました。

前文にて「日本の医療は近代以降、西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されている。」と東洋医療の位置づけはこれまでにない画期的なものとなっています。

東洋医療は多くの医療効果、医療経済効果に寄与するものとして大きな期待をされる。

はり、きゅう養成学校制度 3 年制を 4 年制から 6 年制は必要不可欠なこととしています。

様々な疾病に携わる鍼灸師には十分な医学教育が必然なことであり、4~6 年制の要請を求めています。

現行の鍼灸、マッサージ施術療養費は受領委任の取扱いには運用上課題もある。法に則っていない状態の解決を指摘しています。そしてより望ましい制度（法）の在り方について（健康保険法による給付でなくてはならない状態）広く当事者の意見を聴取し、検討（詳しく調べ当否を考え決定する）を進めること。以上を特段の措置を講じられるよう強く要望する。兵庫県議会決定として地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出されました。

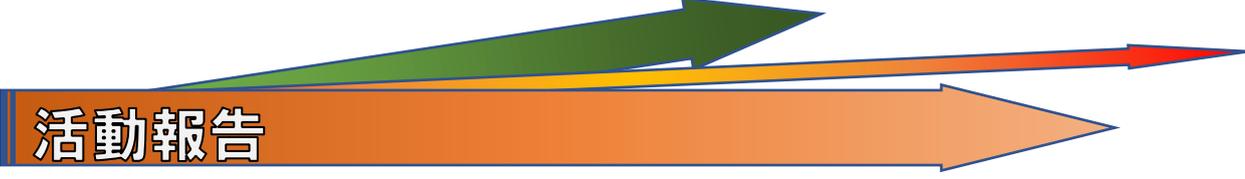
東洋医療が、この鍼灸あんまマッサージ指圧の東洋医療が健康保険による受給権の回復を県民の皆様が切実に待ち望んでいます。一地方議会ではありますが県民の強い意思の反映ですが全国に通ずるものです。鍼灸あんま（マッサージ）指圧の東洋医療を法律の通り健康保険給付を国民の声として国会に反映され実現の道を切り開くものになるのではないのでしょうか。この意見書を力にして実現の為に大いに奮闘しましょう。

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^o^)





活動報告

公明党尼崎支部政策要望会にて鍼灸治療の現物給付の実施を要望

去る 8 月 22 日 中小企業センターにて開催された公明党尼崎支部政策要望会に出席しました。公明党からは、中野ひろまさ衆議院議員、谷井いさお県議会副議長、小泉ひろき県議会議員、他尼崎市議会議員数名が出席。

席上藤岡代表理事は、各健康保険法は「・・・疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行って国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」とあり、昭和 25 年まで現物給付が実施されていたが、給付を否定する通知が発出された。昭和 25 年 1 月 19 日保発 4 号は鍼・灸・マッサージの給付と保険者との契約を否定し、不要であった医師の同意書添付を義務付け、病名を 6 疾患に限定したばかりでなく、初月を 15 回、次月からは 10 回までと治療回数を制限、期間も 6 ヶ月までとされた。実署名、押印を強制し、(※当時の規定)さらに償って払えと謂われなき「償還払い」を強制した。このことにより被保険者、患者は保険で現物給付を受けられず経済的損失、受診の権利侵害をされている。

兵庫県議会より国政の場に送致された意見書第 23 号に「法による免許を受けて、様々な疾病、負傷の治療と回復のための行為を担っているのは、医師資格免許者等の西洋医療と、はり師資格免許者、きゅう師資格免許者及びあん摩マッサージ指圧師免許者の東洋医療である。日本の医療は、近代以降、西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されている。東洋医療は、多くの傷病に対し効果が認められており、国民の健康増進・医療経済効果に寄与するものとして大きく期待される場所である。」として東洋医療である鍼灸治療を健康保険法に基づいた現物給付として実施するよう要望しました。

同席者木場報告

尼崎健康市民大学の共同主催団体になりました

かねてより共催していましたが健康市民大学が第 3 2 回の今回より主催団体の尼崎保険鍼灸師会と共同して、弊会が主団体に名を連ねることになりました。歴史ある尼崎健康市民大学を盛り上げる一助になるよう応援しましょう。皆様のご参加をよろしくお願いいたします。

第 3 2 回 尼崎健康市民大学

こころとカラダにゆとりある食事～災害に生かす食事のコツ～

日時：令和 6 年 10 月 27 日（日） 13:30～15:30

場所：尼崎市女性センター トレピエ ホール

講師：不破 生美（ふわ なるみ こころ薬膳 代表）

日々の食生活を工夫して心とカラダにゆとりのある生活を送るためのヒントまた、災害に生かす薬膳のコツ等、公務員薬膳士だから伝えるべき事、伝えられる事を、わかりやすくお話いただきます。

学長 藤岡 東洋雄

(一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会代表理事 協同組合兵庫県保険鍼灸師会理事長)

主催 尼崎市保険鍼灸師会

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

共催 協同組合兵庫県保険鍼灸師会

後援 尼崎市 尼崎市教育委員会 兵庫県保険医協会尼崎支部 尼崎商工会議所 尼崎市社会福祉協議会 産経新聞神戸総局 毎日新聞阪神支局 神戸新聞社 サンテレビジョン



療養費申請のツボ

●料金改定について

6 月から療養費の料金が改定されています。療養費取扱いの先生方には、近畿厚生局からお知らせのハガキが届いて、新料金をご確認いただいているとは思いますが、ご不明な点がございましたら、保険局加藤までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

●訪問施術料及び往療料について

6 月の料金改定が 10 月からの料金改定も一緒に通知されていることにより、勘違いが起りやすくなっています。確認のためお知らせしておきます。訪問施術料が発生するのは 10 月からです。なので、新しい療養費支給申請書に変わるのも 10 月からです。そして、往療料で往療距離 4km を超えた場合の 2,550 円がなくなるのも 10 月からです。お間違いのないようお願いいたします。9 月分までは、往療距離 4km を超えた場合は、2,550 円が請求出来ます。よろしくお願いいたします。

●往療内訳表について

起点と施術した場所を治療院の住所・患者さんの住所を書かれておられる先生がおられるようです。起点が施術所であれば「施術所」、施術した場所が患者さんの自宅であれば「自宅」と書くだけで結構ですので、よろしくお願いいたします。

●押印について

施術を受けた者が委任欄に自署名出来ない場合、代理署名をして押印するようになっています。その押印を申請欄の氏名の横にされておられる方がおられます。申請欄は、印字でもいい箇所ですので、押印する箇所は委任欄にしてください。よろしくお願いいたします。

●訪問施術料について

10 月からは、定期的な往療は、訪問施術料という名目になり、訪問先の人数により一人当たりの施術料が変わるという変則的なものになります。令和 6 年 9 月 11 日に疑義解釈資料が出ましたので、ご熟読ください。よろしくお願いいたします。

●オンライン資格確認について

会員からのご質問への回答です。「令和 6 年 12 月 2 日、オンライン資格確認が義務化になって以降、マイナ保険証は、施術の度に毎回提示してもらわなければならないのか？」というご質問がありました。これに対しては、「マイナ保険証にしても紙の健康保険証にしても、毎回提示していただくことが原則となっています。」との回答でした。その他として、視覚に障がいのある者は、どうすればいいのかというご質問もありましたが、それに対しては、「Google の読み上げ機能が利用出来るとのことでしたが、出来れば、ヘルパーさんに同席していただいでください。」とのことでした。また、視覚に障がいのある方は「こんなことが困る、使えない。」というご意見をお寄せくださいとのことでした。また、意見をまとめて回答を求めたいと思いますので、事務所へご連絡よろしくお願いいたします。

●神戸市の医療助成申請書の押印について

5 月 1 日より神戸市の医療助成申請書の押印が、施術を受けた者の自署名であれば、押印の必要がなくなっていました。改めて神戸市に確認したところ施術者欄・理事長の委任欄が印字であっても、押印は必要ないとのことでした。今後、神戸市の医療助成申請書の押印は、施術を受けた者が自署名していない場合を除いては、すべて押印の必要がなくなりました。よろしくお願いいたします。

●国民の会からのお願い

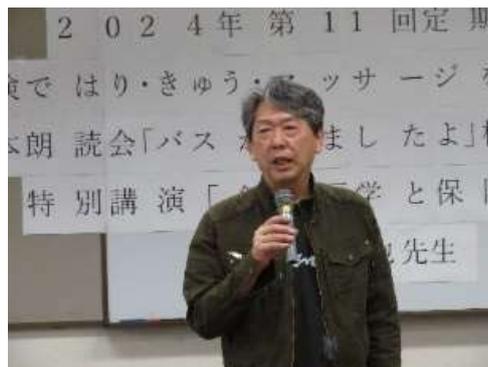
百万人署名活動を始めて早 10 年になりますが、ここ数年は署名数が伸び悩んでいます。活動を始めた頃は活発な署名活動で多くの署名が集まっていましたが、10 年も経つと熱も冷めて署名を集めることも忘れてしまっているのではないのでしょうか。そこで、再度署名活動に力を入れていただきたいと思っております。現在、国会請願のタイミングを見計らっているところです。国会請願のその前にもうひと伸び署名数を増やしたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会定期総会

6月9日、兵庫県尼崎市中心企業センターで第11回の「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」定期総会が開催されました。当日は生憎のしとしと雨で参加者も少なめ。先ず、山村博文会長からご挨拶がありました。議長に選出された藤岡東洋雄副会長から一言。東京から参加された一般社団法人鍼灸マッサージ師会代表理事清水一雄先生から「柔道整復・あんま・はり・きゅう振興議員連盟」設立総会のいきさつ、厚生省のあはき療養費検討専門委員会の傍聴報告がありました。大阪の坂田哲也事務局次長補佐からは大阪市の生活保護の対応を弁護士、市議員と相談しながら交渉を進めた報告などがありました。協同組合兵庫県保険鍼灸師会からは藤岡理事長が兵庫県議会への請願が全会一致で採択された件、あはきの給付化、署名活動の取り組みなどの現状と解説がありました。会計監査報告の後、質問は山西俊夫副会長、秋田の善徳泰博副会長から質問と報告。2024年度の活動方針と予算案が加藤先生から説明され、全ての議案が決議されました。

定期総会の後は村上知佐子先生から「バスが来ましたよ」の絵本朗読。登場人物ごとに声色を変え、関西弁を交え心温まるお話を頂きました。これは和歌山での実話が元になっているそうです。

講演は坂田先生の「鍼灸医学と保険の話」でした。これがインド・チベットの医学に始まり6千年の歴史、宇宙、地球、自然、天神合一、身土不二、ヒポクラテス、基底顆粒細胞、杉山和一、クロード・F・サムスGHQ軍医、ヘレンケラーからマッカーサーへの手紙、1947年営業法、日本国憲法第9条となどなど怒濤の内容の広さで圧倒されました。その長大な話のどこを切り取っても興味深い話が湧き出てくるような濃密なご講演をしていただきました。総会の後はいつものごん兵衛。近況報告など楽しい時を過ごさせていただきました。皆さん、お疲れ様でした。



会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。事務所へご連絡ください。

編集後記

毎年、夏前から咲いているコスモスがキバナコスモスと判明し、やっと府に落ちた今日この頃。